

私事総第 1119 号
令和 7 年 8 月 12 日

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 福 原 紀 彦

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための 国民年金法等の一部を改正する等の法律について

平素から、私学事業団の共済業務につきましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和 7 年法律第 74 号）が令和 7 年 6 月 20 日に公布され、厚生年金保険法及び私立学校教職員共済法等について、改正が行われました。

つきましては、この法律による改正内容のうち、私学共済制度に関連する主な事項について、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

なお、各事項の詳細につきましては、決まり次第、改めてお知らせいたします。

記

改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様性を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化等により高齢期における生活の安定を図るため、所要の措置を講ずるものです。

改正の内容

I. 令和 8 年 4 月施行分

在職中の老齢厚生年金に係る支給停止の見直し

在職中の老齢厚生年金が支給停止となる基準額（賃金と年金の合計額。以下「支給停止基準額」といいます。）が、現行の 51 万円（※）から 62 万円（※）に引き上げられます。これにより、支給停止とならない対象者の範囲が拡大されることになります。

※ 支給停止基準額は毎年度見直され、改定される場合があります。

Ⅱ. 令和 9 年 9 月施行分

年金等給付の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求める観点から、その上限額が現行の「65 万円」から次のとおり段階的に引き上げられます。

引上げ時期	上限額
令和 9 年 9 月	68 万円
令和 10 年 9 月	71 万円
令和 11 年 9 月	75 万円

Ⅲ. 令和 9 年 10 月施行分

被保険者の適用拡大等

短時間労働者の適用要件、企業規模要件等が次のとおり改正されます。なお、私学共済制度については、政令で定められる予定です。

(1) 賃金要件の撤廃（公布から 3 年以内の政令で定める日から施行）

短時間労働者の被用者保険の適用要件として、賃金が月額 8.8 万円以上（年収 106 万円相当）であることの賃金要件がありましたが、この賃金要件が撤廃されます。

(2) 企業規模要件の段階的引下げ

現在「50 人を超える」とされている企業規模要件が、令和 9 年 10 月には「35 人を超える」、11 年 10 月には「20 人を超える」、14 年 10 月には「10 人を超える」、17 年 10 月には「撤廃」と、段階的に引き下げられます。

(3) 掛金等の労使折半負担の特例（3 年間の時限措置）

企業規模要件の段階的な引下げに伴い、新たに加加入者となる短時間労働者に対し、事業主の追加負担により、掛金等の負担を軽減できる特例的な措置が実施されます。事業主が追加負担した掛金等について、制度的にその全額を支援します（保険料調整制度）。

保険料調整制度は、学校法人等（※）が私学事業団に申し出をしてから 3 年間の掛金等について適用され、学校法人等で一旦肩代わりした追加負担分を、後ほど本事業団で負担することになります。申し出ができる期間は特定学校法人等となってから 2 年間です。

また、対象となる加入者は、標準報酬月額が 12.6 万円以下の短時間労働加入者に限られ、賞与等に係る掛金等は除かれます。

※ （2）により新たに特定学校法人等になった学校法人等のほか、8 年 10 月以降、50 人以下の学校法人等において、労使合意に基づく任意の申し出をした場合は、その時点から保険料調整制度の対象となります。

Ⅳ. 令和 10 年 4 月施行分

1. 遺族厚生年金の見直し

支給すべき事由が生じた時点で、18 歳未満の子（※1）のない 60 歳未満の配偶者（※2）の遺族厚生年金を原則 5 年の有期給付の対象とするとともに、60 歳未満の男性を新たに支給対象とします。

○ 原則 5 年間の有期給付化に伴い、次の配慮措置が設けられます。

- ① 低所得など配慮が必要な人は最長 65 歳まで所得に応じた給付の継続
- ② 有期給付加算や死亡分割制度の新設による年金額の増額
- ③ 収入要件（年収 850 万円未満）の廃止

○ 次の人は今回の改正に影響されません。

- ① 施行日前から遺族厚生年金の受給権を有する人
- ② 60 歳以上で死別した人
- ③ 18 歳未満の子（※1）を養育する間にある人
- ④ 施行日時点で 40 歳以上（平成元年 4 月 1 日以前生まれ）の妻

※1 18 歳未満の子とは、18 歳の年度末までの子又は障害の状態にある 20 歳未満の子をいいます。

※2 妻は、現行「30 歳未満」が有期給付の対象ですが、今回の施行日時点では、まず「40 歳未満」が対象となり、その後毎年 1 歳ずつ引き上げられ、20 年かけて「60 歳未満」となります。

なお、現在女性のみに加算される中高齢寡婦加算は施行日以降、年度ごとに加算額を段階的に逡減し、令和 35 年度まで 25 年かけて最終的に廃止されます。ただし、施行日前に支給事由の生じた中高齢寡婦加算の額については変更ありません。

2. 遺族厚生年金受給権者の老齢厚生年金の繰下げの許容

現行、遺族厚生年金の受給権者は老齢年金の繰下げ受給ができないこととされていますが、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、老齢厚生年金の繰下げ申し出を行うことが可能となります。

なお、老齢基礎年金については、遺族厚生年金の請求を行っていても繰下げ申し出を行うことが可能となります。

3. 加給年金額の見直し

老齢厚生年金については、子に係る加給年金額が引き上げられ、配偶者に係る加給年金額が引き下げられます（既受給権者は引下げの対象外）。

また、障害厚生年金及び遺族厚生年金については、子に係る加給年金額が創設されます。

V. その他

1. 脱退一時金制度の見直し（公布から4年以内の政令で定める日から施行）

在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、再入国許可付きで出国した場合は、当該許可の有効期間内は脱退一時金の請求ができなくなります。また、滞在期間が長期化していることを踏まえ、支給上限年数の見直しが行われます。新たな支給上限年数は、今後、政令で定められることとなりますが、現行の5年から8年に引き上げられる予定です。

2. 離婚時の年金分割の請求期限の伸長（公布から1年以内の政令で定める日から施行）

離婚する際、婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録を分割することが可能であり、2年の請求期限が設けられていますが、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても2年から5年に伸長されます。

3. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ（基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了）

- ① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド（※）による調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとされます。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとされます。なお、厚生年金のマクロ経済スライドによる給付調整は、配慮措置を講じたうえで次期財政検証の翌年度まで継続されます。
- ② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされます。

※ マクロ経済スライドは、少子高齢化の進展等に対応するために、公的年金被保険者数の変動や平均余命の伸びに基づいてスライド調整率が設定され、その調整率により物価や賃金の変動がプラスの場合に年金額の伸びを抑制するものです。

以上

（問い合わせ先）
電話 03-3813-5321（代表）
担当部署：企画室